

第4次富山県障害者計画及び第6期富山県障害福祉計画等における手話関連施策等について

1 第4次富山県障害者計画（2019～R5）

<p>手話関連施策の策定、推進 (第7条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、言語としての手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。</li> </ul>
<p>相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。</li> <li>・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談等のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。</li> <li>・障害のある人が点字、音声、代読、代筆、手話、要約筆記、触手話、指点字、その他コミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。</li> <li>・県に手話通訳者を設置します。</li> <li>・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行い、市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。</li> <li>・県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービスを試行的に実施します。</li> <li>・ヒアリンググループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。</li> <li>・聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関</li> </ul>

	<p>する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。</p>
<p>手話による情報発信等 (第9条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。ホームページに掲載する知事記者会見の動画に、手話通訳を表示します。</li> <li>・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙などに関する情報提供の充実に努めます。</li> <li>・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオカセット提供サービスを充実します。</li> </ul>
<p>観光旅行者等への対応(第10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めます。</li> </ul>
<p>手話通訳者の確保、養成等 (第11条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。</li> <li>・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。</li> <li>・手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。</li> </ul>
<p>事業者への支援 (第12条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行います。</li> </ul>
<p>手話を学ぶ機会の確保等 (第13条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。</li> </ul>
<p>学校における手話の普及 (第14条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。</li> <li>・幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。</li> </ul>

## 2 第6期富山県障害福祉計画（R3～R5）

相談及び意思疎通の支援体制の整備（第8条）	・市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。
手話通訳者の確保、養成等（第11条）	・身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

## 3 国の障害者基本計画（第5次）（R5～R9）

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
<p><b>【基本的考え方】</b></p> <p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。</p>	
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	・公共インフラとしての電話リレーサービスが、国民に広く認知及び理解され、その利活用が推進されるよう関係機関と連携して取組を推進するとともに、利用者ニーズや今後の技術の進展等を踏まえたサービス提供内容の充実を図る。また、銀行や保険会社等の金融機関に対し、顧客に対して電話にて提供されているサービスについては、電話リレーサービスを利用した場合であっても同様に提供されるよう促すとともに、その対応状況をフォローする。
(2) 情報提供の充実等	・聴覚障害者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う

		<p>聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その支援を促進する。</p>
	<p>(3) 意思疎通支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等の実施や若年層を中心とする人材の確保が促進されるよう、高等教育機関等と連携した人材養成等の取組を進めることにより、意思疎通支援者の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。</li> </ul>
	<p>(4) 行政情報のアクセシビリティの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省において、行政情報、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供を徹底し、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。</li> <li>・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字版、CDや音声コード等による音声版、拡大文字版又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図る。</li> </ul>